

基本目標 2 低炭素社会の実現

2030年に向けた目標

- 温室効果ガス削減成果の見える化や楽しく学ぶ取り組みを通じ、温暖化防止の啓発を推進するとともに、低炭素型のエコライフや事業活動の定着を目指します。
- 木質バイオマスや水力など、地域資源を活用し、自然と調和のとれた再生可能エネルギーの利用を促進します。
- 既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を予測し備える「適応策」を推進します。

施策の基本方針 地球環境の保全

本市の現状と課題

- ✓ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書（平成26年）によると、20世紀半ば以降に観測された温暖化については、人間の活動による可能性が極めて高いことが明らかになっています。
- ✓ 国際的には、パリ協定（平成27年）に基づき、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃未満に抑えることを世界の長期目標としています。
- ✓ 国内では、2030年度（令和12年度）までに2013年度（平成25年度）と比べて温室効果ガスを削減する割合の目標値を、国は地球温暖化対策計画（平成28年）において26%に、県では福井県環境基本計画（平成30年）において28%に設定し、中長期的な視点に立った地球温暖化対策が進められています。
- ✓ 本市ではこれまで、県と連携した地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」の普及啓発を中心に取り組んできました。国際的な取り組みもあって「地球温暖化防止」に対する市民意識は高まっていますが、具体的な行動変容には至っていません。
- ✓ そこで、低炭素型のエコライフや事業活動の定着に向けた市民や事業者の行動を後押しするような取組を推進していく必要があります。
- ✓ また、市の公共施設や公用車の老朽化が進み、大規模な改修や建て替え、更新の時期を迎える施設などが増加しています。
- ✓ 費用対効果を勘案し、これらの建て替えや施設改修、設備更新の機をとらえて、公共施設の脱炭素化を推進していく必要があります。
- ✓ 気象庁の観測（気候変動監視レポート2019）によれば、日本の年平均気温は100年あたりで約1.24℃上昇しており、本市においても、昭和52年から令和元年までの平均気温・最高気温・最低気温を比べると上昇傾向にあります。

- ✓ 日本全国で気候変動の影響と思われる豪雨等、災害が頻発・激甚化しており、このまま気温の上昇が進めば、異常気象による大規模災害の発生だけでなく、水資源の不足、食料生産の減少、深刻な健康被害などのリスクが高まる懸念されています。
- ✓ そこで、温室効果ガスの排出抑制（緩和策）だけでなく、気候変動への適応を見据えた取り組みも進めていく必要があります。
- ✓ 国は、令和2年10月に、2050年（令和32年）までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言するなどし、脱炭素社会の実現に向けた取組を大きく加速させています。
- ✓ 本市においても、国の取組に歩調を合わせ、2050年の脱炭素社会の実現を視野に入れた取組を積極的に推進していきます。

重点施策① 脱炭素に向けた行動の促進

市の取り組み

- (1) 低炭素型エコライフや事業活動の推進
- ① 県や関係機関と連携し、「LOVE・アース・ふくい」や「COOL CHOICE」（国民運動）を推進し、低炭素型のエコライフや事業活動の定着に取り組みます。
 - ② CO₂等の温室効果ガス排出抑制量に加えて、経費削減や健康増進など二次的な効果を合わせて紹介するなど、「見える化」により、家庭でできる取り組みの普及啓発を図ります。
 - ③ 省エネ家電や太陽光発電機器、エコ住宅など、CO₂削減効果のある製品等を取り扱う市内の事業者や業界団体と連携し、市民等の低炭素型機器や設備等への買い換えや更新を促進します。
 - ④ J-クレジット制度等の活用について普及啓発を推進するとともに、市が行う森林施策等によるCO₂吸収量に対するJ-クレジットの創出について検討します。

重点施策② 脱炭素型のまちづくりの推進

市の取り組み

- (1) 公共施設等の脱炭素化の推進
- ① 2050年時点で供用している見込みのある建物や設備の新築、改修、更新にあたっては、脱炭素化を推進します。
 - ② 再生可能エネルギーを利用した設備や二酸化炭素排出係数の低い電力の導入を検討します。
 - ③ 防犯灯や道路照明等のLED化や、公用車の電気自動車や低公害車への更新など、省エネ、省資源につながる設備等への転換を図ります。
 - ④ 大野市環境マネジメントシステムに基づき、市役所の事務事業活動における温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、環境意識が高い職員の育成を推進します。

目標を達成するための施策

9-1 地球温暖化の防止

(1) 燃料使用の削減

- ① 化石燃料の使用削減に向けた啓発活動の推進
- ・ 二酸化炭素排出抑制の効果や経済効果等の関係機関と連携した調査研究や情報の収集と提供
 - ・ オフィス等の省エネ対策等の実施
 - ・ 家庭における省エネ運動の実施
 - ・ 緑のカーテンの実施
- ② 公共公益施設における積極的な取り組みの推進
- ・ 環境マネジメントシステムに基づく取り組み
- ③ 燃料消費の少ない自動車や製品等の利用の推進
- ・ 低公害車（エコカー）の普及促進
 - ・ 熱効率の高い製品等利用
 - ・ 自転車の利用

(2) 自動車による排出量の削減

- ① 公共交通機関の利用の推進
- ・ カーセーブデーの実施
 - ・ 公共交通機関の利用者増加対策の推進
- ② 環境に配慮した道路交通網の確立
- ・ 渋滞等の生じない幹線道路網の整備促進
- ③ エコドライブの推進

(3) 二酸化炭素吸収対策

- ① 二酸化炭素吸収効果の高い樹木を利用した緑化の推進
- ・ 森林保全の実施

(2) 公共交通の利用促進

- ①地域住民や沿線自治体、関係機関などと連携し、公共交通機関の利便性の向上を推進するとともに、日常的な利用促進と支援を行います。
- ②地域公共交通と連携し、医療・福祉・商業などの生活機能を確保した、高齢者が安心して暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。
- ③市民や観光客が楽しめるよう、安全で歩きやすい道路空間を創出するとともに、自動車に依存せず楽しんで移動ができる、自転車を活用したまちづくりを推進します。

重点施策③ 気候変動適応策の推進

市の取り組み

(1) 自然環境に与える影響の把握

- ①国や県、専門機関を通じ、気候変動に関する科学的な知見に基づく自然環境等への影響について情報収集するとともに、市民や事業所に対し、適応策の必要性について啓発します。
- ②気候変動が水循環に与える影響について、大学などの研究機関の協力の下、必要に応じ調査研究を行うとともに、健全な水循環の維持に必要な適応策の検討を行います。
- ③県や関係機関と連携し、猛暑等の影響を軽減するための農作方法や高温耐性品種に関する情報提供を行うなどし、農業分野における適応策を推進します。
- ④熱中症予防に関する市民への情報提供を行うとともに、熱中症への対応方法等の周知を行います。

(2) 自然災害対策の推進

- ①国や県、流域市町などあらゆる関係機関が協働して、九頭竜川水系の流域全体で水害を軽減させる流域治水に取り組みます。
- ②災害廃棄物処理計画を策定するとともに、県や近隣自治体との広域連携体制の強化を図るなどし、大規模災害発生時の災害廃棄物の適正処理に備えた取り組みを推進します。

その他の施策（基本施策）・主体別行動指針

その他の施策

(1) 市の取り組み

- ①酸性雨やオゾン層破壊等の地球規模の環境問題についての普及啓発
- ②フロン・代替フロン使用製品の利用抑制についての普及啓発
- ③フロン類の回収と適正処理についての普及啓発

- ・都市緑化の実施

(4) 市域における温室効果ガス排出量の削減

- ①地球温暖化防止に関する計画等の推進
 - ・地球温暖化防止実行計画の強化
 - ・地球温暖化防止地域推進計画の推進

9-2 酸性雨対策

(1) 大気質の保全

- ①事業場等における脱硫施設等の導入
 - ・排気ガス浄化施設の導入
- ②大気質の保全に向けた日常生活様式の推進
 - ・大気汚染物質排出製品使用の抑制

(2) 酸性雨の実態調査

- ①雨水の水質調査
 - ・関係機関と協力した水質調査

主体別行動指針

(1) 市民の取り組み

- ①節電を心がけます
- ②省エネ性能の高い家電等買い換えます。
- ③宅配は、再配達とならないよう日時指定をし、一度で受け取ります。
- ④自家用車の利用を控えて、公共交通機関を積極的に利用します。
- ⑤気候変動が及ぼす影響について、積極的に情報収集します。

(2) 事業者の取り組み

- ①節電を心がけます。
- ②社員のクールビズ、ウォームビズを奨励します。
- ③ノーマイカー運動を定期的実施します。
- ④猛暑等の影響を軽減するための農作方法や高温耐性品種を取り入れます。
- ⑤大規模災害に備え、事業継続力を強化します。

9-3 オゾン層の保護

目標を達成するための施策

(1) フロン・代替フロン使用製品の利用抑制

- ①フロン・代替フロン使用製品の利用抑制
 - ・ノンフロン製品の普及と購入の推進

(2) フロン類の回収と適正処理

- ①廃棄物からのフロン類の回収と適正処理
 - ・法令に基づいたフロン類の適正処理の推進

主体別行動指針

(1) 市民

- ①エコドライブ*を実施します。
- ②自転車や公共交通機関を積極的に利用します。
- ③環境に配慮した、自動車や製品を利用します。
- ④敷地内を緑化し、二酸化炭素をより吸収する環境づくりを行います。
- ⑤節電を心がけます。
- ①フロン使用機器については、壊してフロン*を漏らしたり、点検・整備の時に不注意にフロンを漏らさないよう注意して取り扱います。
- ②機器等購入する時は、ノンフロン製品を選びます。
- ③機器からフロンが漏れていないか信頼できる専門業者で点検、修理を行います。
- ④特定のフロン使用機器を廃棄するときは、法律に従って適切に廃棄します。
- ⑤フロン使用機器の修理や廃棄、フロンの回収や破壊は専門業者に確実に依頼し、作業を行った専門業者に必要な対価を支払います。

(2) 事業者

- ①エコドライブ*を実施します。
- ②自転車や公共交通機関を積極的に利用します。
- ③環境に配慮した、自動車や製品を利用します。
- ④環境マネジメントシステム*を導入して地球温暖化防止に取り組みます。
- ⑤ノーマイカー運動を定期的実施します。
- ⑥大規模な森林伐採を行うときは関係機関と事前協議を行い、事業実施後は可能な限り植林します。
- ⑦節電を心がけます。
- ①排出ガスの浄化を心掛けます。
- ①フロン使用機器については、壊してフロンを漏らしたり、点検・整備の時に不注意にフロンを

数値目標・環境管理項目

数 値 目 標

①大野市内の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
321千t-CO ₂	274千t-CO ₂ 以下	231千t-CO ₂ 以下

②大野市役所のエネルギー使用量（原油換算）

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
4,554kl	4,441kl以下	4,326kl以下

③ゼロカーボン施設の数（公共施設）

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
0施設	3施設	5施設

環 境 管 理 項 目

- ①JR越美北線利用者数
- ②バス利用者数
- ③降雨の水素イオン濃度

- 漏らさないよう注意して取り扱います。
- ②機器等購入する時は、ノンフロン製品を選びます。
- ③機器からフロンが漏れていないか信頼できる専門業者で点検、修理を行います。
- ④特定のフロン使用機器を廃棄するときは、法律に従って適切に廃棄します。
- ⑤フロン使用機器の修理や廃棄、フロンの回収や破壊は専門業者に確実に依頼し、作業を行った専門業者に必要な対価を支払います。
- ⑥業務用機器のフロンの回収や引渡し等をする時には、書面で管理します。
- ⑦業務用機器の整備時や部品等リサイクル[※]する時は、登録を受けた回収業者によるフロン回収を行います。
- ⑧建物解体工事業者は、建物解体時にフロン使用機器の有無を事前に確認します。
- ⑨業務用機器のフロン回収や破壊は、登録を受けた回収業者に依頼します。
- ⑩フロンを取扱う専門業者は、フロンが漏れないよう適正に処理します。

数 値 目 標

(1) 温室効果ガス排出量に関する目標値

- ①大野市役所のエネルギー使用量（原油換算） 対平成27年度比1%減

環 境 管 理 項 目

- ④JR越美北線利用者数
- ⑤バス利用者数
- ①降雨の水素イオン濃度

施策の基本方針 資源及びエネルギーの有効利用

- ✓ 市内のCO₂排出量（平成27年推計値）は321千t（CO₂換算）で、平成25年推計値に比べ約12%増加しており、その排出量の26%が家庭から、12%が旅客自動車（自家用車や営業用貨物車など）からとなっています。
- ✓ 本市は大都市と比べ、持ち家率が高く、また、生活、事業活動ともに自動車に依存していることから、住宅や自家用車から排出されるCO₂排出量の削減に取り組む必要があります。
- ✓ しかしながら、市内における低公害車の普及率（平成30年度）は、9.8%で、国10.5%、県10.1%よりも下回っている状況にあり、普及拡大を推進する必要があります。
- ✓ 国は、長期エネルギー需給見通しを平成27年度（2015年度）決定し、令和12年（2030年）のエネルギーミックス¹の内訳として、再生可能エネルギーを22%～24%程度まで拡大することを目指すこととしており、目標達成のためには、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入等により進めていくこととしています。
- ✓ また、平成24年から始まった再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）により、事業者のみならず、各家庭においても太陽光発電設備を設置するなど、全国的に再生可能エネルギーの普及拡大が進んでいます。
- ✓ 本市においては、平成28年（2016年）に、木質バイオマス発電所が操業を開始しており、市内の森林施業により発生した間伐材等が燃料として使用されています。
- ✓ これにより、未利用間伐材の利活用や、森林間伐促進による林業関係者の雇用増大、CO₂吸収源としての森林保全という好循環が生まれています。
- ✓ 引き続き、周囲の自然や環境と調和のとれた再生可能エネルギーの利用促進に取り組む必要があります。

重点施策① 省エネルギーの推進

市の取り組み

(1) 住宅・建物部門における省エネの推進

- ①民間事業者と連携し、建築物・設備の省エネ性能の向上や再生可能エネルギーの活用等により、建物における使用エネルギーが概ねゼロとなる建物「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）」及び「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）」の普及を促進します。
- ②県と連携し、建築士から建築主に対する省エネ性能に関する説明を義務付ける制度を活用して、建築物省エネ法に基づく省エネ基準を適合した住宅の普及啓発を促進します。

7-2 省資源、省エネルギーの推進

目標を達成するための施策

(2) 省エネルギーの推進

- ①エネルギー消費量削減
 - ・電気や化石燃料等使用削減
- ②省エネルギー対応型電化製品や建築物建設
 - ・省エネタイプ自動販売機や断熱効果が高い建築物利用
- ③余剰エネルギー有効利用

¹社会全体に供給する電気を、さまざまな発電方法を組み合わせる「電源構成」と呼ぶこともあります。

(2) 産業、農業部門における省エネの推進

- ①国の補助制度等に関する情報を提供するなどし、省エネルギー性能の高い設備や機器等の導入を促進します。
- ②地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく公表制度を活用し、市内における温室効果ガス排出量の多い事業所の把握に努め、必要に応じCO₂等排出量削減に向けた支援策等について検討します。
- ③関係機関と連携し、省エネ診断や省エネセミナー等について情報提供するなどし、中小企業の省エネ設備への転換を促進します。

(3) 運輸部門における省エネの推進

- ①ハイブリッド自動車の他、特に、災害時の給電設備として活用できる電気自動車やプラグインハイブリッド車などの次世代クリーンエネルギー自動車の普及拡大を推進します。
- ②電気自動車の普及拡大を目的に、公共施設への急速充電設備の設置を検討します。
- ③講習会等を実施するなどし、エコドライブの普及啓発を推進します。

重点施策② 再生可能エネルギーの利用促進

市の取り組み

(1) 再生可能エネルギーの利用促進

- ①再生可能エネルギーの重要性や国の制度等をわかりやすく説明するなどし、住宅等における太陽光などの再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ②木質バイオマスや水力など、本市の自然的特性を活用し、自然との調和のとれた再生可能エネルギーの利用を促進します。
- ③公共施設や避難拠点等において、防災計画等と整合性を図りつつ、防災力の強化につながる再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を検討します。

(2) 木質バイオマスの利用促進

- ①木質バイオマス発電の燃料となる間伐材を安定的に供給するため、森林組合等による間伐材の活用を促進するための取組を支援します。
- ②木質バイオマス発電所による間伐材の安定的かつ長期的な間伐材等の利用を軸に、間伐等による森林整備、林業従事者の所得向上や大径材の生産促進など、林業活性化の好循環を維持し、温室効果ガスの吸収源となる森林の保全整備を推進します。

その他の施策（基本施策）・主体別行動指針

- ・工場排熱利用や売電等の実施

(3) グリーンIT[※]の推進

- ①公共施設における省エネルギー対応型情報機器の導入
 - ・公共施設における機器導入時における確認、指導、運用

7-1 自然エネルギーの利用

目標を達成するための施策

(1) 自然エネルギー利用の推進

- ①太陽光を利用した発電施設や温水器等導入
 - ・自然エネルギー普及対策の実施
- ②公共施設における自然エネルギー施設導入の検討
 - ・公共施設における太陽光発電施設導入の検討

(2) 関係機関と連携した調査研究の充実

- ①関係機関と連携した多様な自然エネルギーの利用に関する調査研究
 - ・新しい自然エネルギー利用に関する調査研究
 - ・下水処理エネルギー等の調査研究

その他の施策

(1) 市の取り組み

主体別行動指針

(1) 市民の取り組み

- ①省エネと創エネで建物における使用エネルギーの正味ゼロを目指します。
- ②アイドルリングストップやエコドライブを心がけます。
- ③省エネルギーに配慮した物品を購入します。
- ④住宅に太陽光発電設備を導入を検討します。
- ⑤電気自動車等環境に配慮した自動車への買い替えを検討します。

(2) 事業者の取り組み

- ①省エネと創エネで建物における使用エネルギーの正味ゼロを目指します。
- ②アイドルリングストップやエコドライブを心がけます。
- ③機器等を省エネ設備に転換します。
- ④太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備を導入します。
- ⑤業務用車両に電気自動車の導入を検討します。

数値目標・環境管理項目

数値目標

①木質バイオマス発電に活用した間伐材の量（補助数）

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
7, 595 m ³	7, 975 m ³	8, 355 m ³

環境管理項目

- ①低公害車普及台数
- ②公用車における低公害車台数
- ③自動車登録台数
- ④太陽光発電による買電件数
- ⑤太陽光発電以外の再生可能エネルギー発電施設数

主体別行動指針

(1) 市民

- ①環境家計簿[※]等を導入し、省資源や省エネルギーに配慮した生活様式を確立します。
- ③省エネルギー[※]に配慮した物品を購入します。
- ④住宅の新築、改築時には環境共生住宅等省エネルギー化に努めます。
- ①太陽光を利用した発電や温水器などの利用に努めます。

(2) 事業者

- ①太陽光を利用した発電や温水器、屋外照明灯などの利用に努めます。
- ②余剰エネルギーの利用に努めます。
- ①省資源や省エネルギーに配慮した物品を使用します。

環境管理項目

- ①電力使用量
- ②太陽光発電売電件数
- ①低公害車普及台数
- ②公用車における低公害車台数
- ③自動車登録台数